|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者名  再生可能エネルギー発電設備に係る相談窓口一覧（関係法令確認）  別　紙  事前協議書 | |  |
| 設置場所 | |  |
| 面積(㎡) | |  |
| 対象設備 | |  |
| 太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ総面積(㎡) | | ㎡　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　12,000㎡超は市長同意しない |
| 太陽光パネルGLからの最高高さ(ｍ) | | ｍ |
| 風力発電の高さ | | 高さ20ｍ以上は市長同意しない |
| 発電出力（KW） | | ＫＷ |
| 再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法第９条の事業認定 | | 対象外（非FIT）　　　　　認定取得済（認定日：　　　年　　月　　日）　　　　　認定申請予定 |
| 営農型発電設備の該当 ※あてはまる方に☑を | | 該当する（下欄①を記入）　　　　　　該当しない（下欄②を記入） |
|  | 営農型発電設備に係る作物、耕作者、土地所有者  ※営農型発電設備該当の場合に記入 | 作物：  耕作者（氏名、所在地）：  土地所有者（氏名、所在地）： |
|  | 太陽光パネル架台の下の利用  ※営農型発電設備に該当しない場合に☑記入 | 太陽光パネル架台下を利用しない　　太陽光パネル架台下を利用する（作業、保管、駐車等の屋内的用途） |

確認事項提出日（事業者→市）令和　　年　　月　　日 a欄を記入し、市へ提出（図面等一式を添付）

返却日（市→事業者）　　　　令和　　年　　月　　日 市がb欄に記入したものを、事業者へ返却

最終提出日（事業者→市）　 令和　　年　　月　　日 事業者がc欄を記入し各課へ持ち回り確認。各課にて了承（d欄記入）したものを市へ最終提出

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 関係法令等 | 確認事項 | a該当  有無  (届出者記入) | b担当課意見  （市記入） | ｃ意見への対応策  （届出者記入） | ｄ対応了承  確認欄 |
| １ | 再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例  **（環境政策課）** | 【対象設備】  ・太陽光・風力・ﾊﾞｲｵﾏｽ設備発電10kw以上  【届出及び同意】  ・対象設備の設置事業を行う場合は、着手60日前までに市長への届出及び同意 (同意は50kw以上のみ) が必要。  ・同意しないもの  太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙの総面積12,000㎡超  風力発電の設備の高さが20ｍ超  【抑制区域】　市内全域 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 関係法令等 | 確認事項 | 1. 該当有無   (届出者記入) | 1. 担当課意見   （市記入） | 1. 意見への対応策   （届出者記入） | 対応了承  確認欄 |
| ２ | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  **（廃棄物対策課）** | 法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする場合に、県知事への届出が必要。  ・廃棄物最終処分場ではない。  ・廃棄物の不法投棄地ではない。 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| ３ | 土壌汚染対策法  **（環境政策課）** | 土地の形質の変更部分の面積が3,000㎡以上の場合に県知事への届出が必要。  （詳細は県の担当課へ問い合わせ）  担当：静岡県西部健康福祉センター環境課 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| ４ | 静岡県環境影響評価法及び条例  **（環境政策課）** | 次に示す事業の場合は、条例に基づく環境影響評価等の手続きが必要。  〇第1種事業  太陽光：敷地面積50ha以上又は森林を  伐採する区域20ha以上  風力：出力7,700㎾以上  バイオマス（火力）：出力15万㎾以上  〇第2種事業  太陽光：敷地面積20ha以上ただし特定地域内は5ha以上  風力：出力1,000㎾以上  バイオマス（火力）　出力11.25万㎾以上  （詳細は県の担当課に問い合わせ）  担当：静岡県生活環境課 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 関係法令等 | 確認事項 | 1. 該当有無   (届出者記入) | 1. 担当課意見   （市記入） | 1. 意見への対応策   （届出者記入） | 対応了承  確認欄 |
| ５ | 騒音規制法  振動規制法  生活環境の保全に関する県条例  水質汚濁防止法  大気汚染防止法  **（環境政策課）** | 法もしくは県条例に該当する特定施設に該当するときは、届け出が必要。 | 有  無  確認中  該当法令  （  　　　　　） |  |  | R　. . |
| 6 | 静岡県水循環保全条例  **（環境政策課）** | 水源保全地域内の土地の売買契約、賃貸借契約等を締結または、水源保全地域内の土地の形質変更、地下水採取設備の設置、工作物の新築、立木竹の伐採等を行うには、県水資源課へ届け出が必要。※開発行為等で届け出不要な場合を除く。  （届け出は、締結予定日または開発行為着手予定日の2月前まで。） | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 7 | 袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱  **（建築住宅課）** | 1,000㎡以上の一団の土地で区画形質の変更を行う事業を実施する場合は、土地利用事業の承認が必要。  （川井西地区は800㎡以上、秋田川流域は500㎡以上） | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 8 | 都市計画法  **（建築住宅課）** | 3,000㎡以上の一団の土地で主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、開発許可が必要。 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 関係法令等 | 確認事項 | 1. 該当有無   (届出者記入) | 1. 担当課意見   （市記入） | 1. 意見への対応策   （届出者記入） | 対応了承  確認欄 | |
| 9 | 国土利用計画法  **（都市計画課）** | 5,000㎡以上の土地売買等契約をしたときは、県知事に届出が必要。（袋井市の場合）  （提出先：袋井市都市計画課）  売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、現物出資、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡、第三者のためにする契約  （※これらの取引の予約である場合も含む） | 有  無  確認中 |  |  | | R　. . |
| 10 | 景観法  袋井市景観条例  **（都市計画課）** | 景観計画の対象は市域全域となっていることから、良好な景観形成に努めること。  太陽電池モジュールの設置で、敷地面積1,000㎡以上、かつモジュールの合計面積が500㎡以上の太陽光発電設備及び高さ15mを超える工作物は、市長に届出が必要。 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . | |
| 11 | 静岡県土採取等規制条例  **（建築住宅課）** | 土の採取等を行おうとする者はあらかじめ土の採取等の計画について届出が必要。（令和４年７月以降届出の事業は、事務処理が静岡県へ移管されます） | 有  無  確認中 |  |  | R　. . | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 関係法令等 | 確認事項 | | 1. 該当有無   (届出者記入) | 1. 担当課意見   （市記入） | 1. 意見への対応策   （届出者記入） | 対応了承  確認欄 |
| 12 | 建築基準法  **（建築住宅課）** | 建築物に該当するかどうか確認が必要。  　太陽光発電事業で屋内的用途に供しないものは、申請は不要となる。 | 有  無  確認中 | |  |  | R　. . |
| 13 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  **（農政課）** | 鳥獣の特別保護地区内に行為を行う場合、環境大臣もしくは県知事の許可を要する必要がある。市役所では地区の範囲の確認のみ | | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 14 | 農地法  **（農政課・**  **農業委員会）** | 農地かどうかの確認。  農地を転用しようとする場合は、農地法による農地転用許可を受ける必要がある。 | | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 15 | 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)  **（農政課）** | 農用地区域内かどうかの確認。  農用地区域内において、太陽光発電等を行う場合には、規制があるため農政課と事前相談が必要なため、事前に相談をお願いします。 | | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 関係法令等 | 確認事項 | 1. 該当有無   (届出者記入) | 1. 担当課意見   （市記入） | 1. 意見への対応策   （届出者記入） | 対応了承  確認欄 |
| 16 | 森林法  **（農政課）** | ・森林法第５条　地域森林計画の対象森林の場合、伐採届が必要。  ・上記のうち、１ha以上開発するものは県の許可が必要  ※現在立木がなくても、届出なく伐採された土地もあるため、そこは要注意  県担当：中遠農林事務所 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 17 | 自然公園法 静岡県立自然公園条例  **（農政課）** | 国立公園や県立自然公園等で開発行為を行う場合、事前に許可や届出が必要。 　法及び条例に規定される地域に該当するか、各種規制行為に該当するかを要確認。 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 18 | 河川法  **（維持管理課）** | 河川区域、河川保全区域内で、土地を占用、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削・盛土等の形状変更等する場合は河川管理者の許可が必要。  （担当：県河川であれば袋井土木事務所） | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 19 | 海岸法  **（維持管理課）** | 海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為をする場合には、海岸管理者の許可が必要。 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 関係法令等 | 確認事項 | 1. 該当有無   (届出者記入) | 1. 担当課意見   （市記入） | 1. 意見への対応策   （届出者記入） | 対応了承  確認欄 |
| 20 | 地すべり等防止法  **（土木防災課）** | 地すべり防止区域内・急傾斜地崩壊危険区域内・砂防指定地内・土砂災害特別警戒区域内では県知事の許可を要する行為がある。  市役所では区域・指定地の範囲の確認のみ。(詳細は県の相談窓口に問い合わせ)  ※指定の有無にかかわらず、地形改変を伴う工事を行う場合、新たに土砂災害（特別）警戒区域に指定される場合があるため、県へ確認する。  県担当：袋井土木事務所 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 21 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律  **（土木防災課）** |
| 22 | 土砂災害防止法  **（土木防災課）** |
| 23 | 砂防法  **（土木防災課）** | 砂防指定地内において、施設又は工作物の新築・改築等や土地の掘削・開墾・盛土などの行為をしようとする場合は、県知事の許可が必要。  県担当：袋井土木事務所 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 24 | 道路法  **（維持管理課**  **都市整備課）** | 事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には、道路管理者の承認が必要。  　道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可が必要。 | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 関係法令等 | 確認事項 | 1. 該当有無   (届出者記入) | 1. 担当課意見   （市記入） | 1. 意見への対応策   （届出者記入） | 対応了承  確認欄 |
| 25 | 文化財保護法  **（浅羽支所**  **生涯学習課**  **文化財係）** | 周知の（登録されている）埋蔵文化財包蔵地内では、開発内容に関する事前協議が必要。  協議を経た後、工事着手60日前までの届出が義務づけられている。（文化財保護法第93条） | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |
| 26 | 工場立地法  **（産業未来課）** | 一定規模以上の敷地又は建築面積を有する発電設備を設置する場合、事前に届け出が必要。  規模：敷地面積9,000平方メートル以上、または建築面積(水平投影面積)の合計が3,000平方メートル以上（太陽光発電所は除く） | 有  無  確認中 |  |  | R　. . |